

ID: 738

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	職員団体の登録取消し、効力停止		
法令名 根拠条項	地方公務員法 第53条第6項		
法令番号	昭和25年法律第261号		
【根拠条文】 (職員団体の登録) 第53条第6項 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文及びその他条例の定めによる。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日